

とよなか

市議会のうごき

新型コロナ関連経済対策のため8月臨時会を開きました。
9月定例会では、令和3年度豊中市一般会計補正予算など市民の生活にかかわる議題
について審議し、また一般質問を行いました。



目次

- P2 8月臨時会の経過
- P2~3 9月定例会の経過
- P4~11 一般質問の要旨

- P12 市議会で選ばれる議員
- 市議会からのお知らせ

8月
臨時会

消費喚起のためのプレミアム付商品券発行 にかかる補正予算を可決

8月5日(会期は同日1日のみ)

8月臨時会を8月5日に開会し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた地域経済再生のため、消費喚起策を盛り込んだ補正予算議案1件を全会一致で可決し、同日閉会しました。

可決した条例

<令和3年度豊中市一般会計補正予算第9号> 補正予算額14億8,700万円

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた地域経済を再生するため、プレミアム付商品券の発行により市内の消費喚起を促進
- ・キャッシュレス決済ポイント還元事業の当初予算額超過が見込まれるため、超過想定額を補正

9月
定例会

新型コロナ関連のワクチン接種促進事業や 地域振興事業などの補正予算を可決

会期 9月2日～28日の27日間

9月定例会を9月2日に開会し、新型コロナ関連のワクチン接種促進事業や地域振興事業を含む市長提出議案15件、意見書2件を議決して、9月28日に閉会しました。また、9月定例会に上程された4件の決算関係議案及び請願1件については、閉会後に引き続き審査を行うことに決定しました。

第1日
(9月2日)

- 会期を9月28日までの27日間と決定
- 令和3年度豊中市一般会計補正予算第10号について、これに対する修正案(※)が出されたが、討論の後、修正案を否決し、賛成多数で原案を可決
※高齢者のインフルエンザ定期予防接種の一部負担金を無料とするための経費分を減額する修正案
- 調停の成立について、討論の後、賛成多数で可決
- 令和2年度豊中市各経済歳入歳出決算、病院事業会計決算、水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算、公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について、それぞれ提案説明があり、監査委員意見の報告の後、関係常任委員会に付託
- 令和3年度豊中市一般会計補正予算第11号など13件について、提案説明の後、関係常任委員会に付託
- 請願1件(沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める請願について)を市民福祉常任委員会に付託

常任委員会
(9月7～9日、13日)

- 総務、文教、建設環境、市民福祉の4つの常任委員会で付託された議案及び請願を審査し、議案は可決、請願は閉会中継続審査の申出をすることに決定

第2日
(9月24日)

- 付託されていた13議案について
 - ・各常任委員長が審査結果を報告
 - ・令和3年度豊中市一般会計補正予算第11号について、討論の後、賛成多数で可決
 - ・残りの12議案を全会一致で可決
- 一般質問

第3日
(9月27日)

- 一般質問

第4日
(9月28日)

- 一般質問
- 意見書2件を全会一致で可決
- 令和2年度豊中市各経済歳入歳出決算など4決算関係議案及び請願について、閉会中に各常任委員会で継続して審査することに決定
- 9月定例会を閉会



可決した予算

<令和3年度豊中市一般会計補正予算第10号> 補正予算額3億4,390万2千円

- ・新型コロナウイルス感染症流行期の医療機関の逼迫を防ぐため、高齢者のインフルエンザ定期予防接種の一部負担金を無料とするための経費
- ・新型コロナワクチン接種を促すため、発行を予定しているプレミアム付商品券のうち、デジタル商品券購入申込者がワクチン接種済者の場合に、商品券発行額にポイントを上乘せ

<令和3年度豊中市一般会計補正予算第11号> 補正予算額17億1,646万7千円

- ・市民公益活動推進助成金制度における、新型コロナ対策支援事業の追加募集
- ・小学校及び中学校において、保護者と学校との連絡を円滑に行うための連絡システムを導入
- ・放課後子どもクラブの児童の入退室管理を行うシステムを導入 など

<令和3年度豊中市一般会計補正予算第12号> 補正予算額1,845万1千円

- ・豊中市、豊中商工会議所及び関係者でとよなか雇用創造協議会を設立し、地域雇用活性化推進事業やフリーランス支援を実施

<令和3年度豊中市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号> 補正予算額866万6千円

- ・国庫補助金などの精算確定に伴い、超過交付分を返還

<令和3年度豊中市介護保険事業特別会計補正予算第1号> 補正予算額7億5,735万1千円

- ・コロナ禍での認知症予防やフレイル予防のため、動画配信、リーフレット配布による啓発、歩行測定器の導入 など

<令和3年度豊中市水道事業会計補正予算第2号> (債務負担行為の補正)

- ・令和4年4月から始まる上下水道局庁舎の保安警備及び機械設備運転管理等業務について、総合評価入札などの準備行為を本年度から進めるため期間と限度額を設定

可決した条例

手数料条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い個人番号カードの再発行手数料に関する規定を削除するとともに、その他所要の規定を改正

住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を改正

北部大阪都市計画新千里北住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北部大阪都市計画に係る地区計画の変更に伴い、新千里北住宅地区地区計画の区域をA地区及びB地区に区分するとともに、建築物の敷地、構造及び用途に関する制限並びに緑化率の最低限度を定める

可決したその他の議案

工事請負契約の締結について(1件)、 工事請負変更契約の締結について(3件)

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ及びとよなか国際交流センター空調設備改修工事など

原案可決

調停の成立について

新関西国際空港株式会社を相手方とした損害賠償請求事件の申立てについて、調停を成立させるもの

原案可決

意見書

次の意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係行政庁及び国会に提出しました。

- ・コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- ・出産育児一時金の増額を求める意見書

※意見書の全文は二次元コードからご覧ください



一般質問の要旨

議員が本会議で市政運営や政策などについて質問を行いました。その一部を紹介します。

コロナ後の
未来へつなぐ変革とは

問 市長が考えるコロナ後の未来へつなぐ変革とは。また、目前の優先着手事項は。

答 これまで以上に創る改革を強力に推進し、変革とともに財源を生み出す必要があると考えている。引き続き、感染症対策を確実に、スピード感を持って進めていくとともに、コロナ禍で影響を受けた市民の暮らしや健康、地域の雰囲気や注視し、地域経済の再生復興にも取り組む。また、子どもたちの学びと健やかな育ちを支えるため、ICTを活用した学習環境の充実

アフターコロナを見据えた
高齢者施策は

問 コロナ禍で身体・認知機能が低下した高齢者が増加している。高齢者への施策展開は。

答 高齢者の社会参加の機会の創出とフレイル対策が課

や子どもの権利擁護・相談体制の強化に向け取り組む。今後、全庁一丸となつて知恵と工夫を総動員し、このコロナ禍を乗り越えるとともに、その先にある未来を見据え、市民一人ひとりが豊かに暮らしていくことができるまちへと成長・発展させていく。

題である。コロナ禍の中、パワーアップ体操の自主グループにおいては、半数が感染対策を行い活動を継続している。このような市民主体の取組みに加え、健康格差を縮小



フレイル予防のための体操

するため、これまで健康に関心がなかった人へのアプローチを地域のグループ単位で進めていく。今後は介護を主体とした福祉施策から、健康を主体とした医療施策にシフトしていく。

コロナ禍の市民の健康
今後の方向性は

問 コロナ禍における市民の健康について、認識と分析、今後の方向性は。

答 長引くコロナ禍において、心身の健康に影響が出ていると分析している。けんしん(※)については、令和2年度は受診控えの傾向が顕著

にあつたが、令和3年度はコロナ前の平成30年度を受診者数に近づきつつある。8月からオンラインを活用した特定保健指導を開始したが、今まで参加の少なかった若年層にも健康づくりを働きかけていく。

中長期的には、いきいき血管プロジェクトの「減塩」「たばこ」「高血圧」のテーマに引き続き取り組むとともに、令和4年度以降に運動などの身体的活動事業も計画しており、市民の健康維持・増進に取り組んでいく。

心の不調については、啓発活動に努めるほか、市民一人ひとりのメンタルヘルスへの配慮、早期発見・早期対応に



向け、行政や関係機関においてゲートキーパーの計画的な養成について検討していく。

※けんしん…本市では、健康状態を調べる健診（健康診査）と特定の病気を早期発見するための検診（がん検診など）とをあわせて、ひらがな表記を使用しています。

原田緩衝緑地のあり方は

問 大阪国際空港周辺地域整備構想（素案）では、原田緩衝緑地の緑が大きく減ってしまうので、開発するのではなく、保全すべきではないか。

答 原田緩衝緑地の土地は、都市計画緑地を整備する

ための用地として国が取得した。その後、市が緑や農業・リサイクル等、環境をテーマとして暫定利用し、大阪国際空港周辺地域整備構想に基づき、都市計画緑地として整備することとしている。

今回の構想案では、現在の施設、土地利用の形態は残しつつ新たな要素・機能を導入することを示している。今後構想の策定と原田緩衝緑地の整備に関する詳細な検討が進むが、既存の緑、新たな緑、緑と人の新たな関わり方など、貴重な緑をより活用できる整備を検討していく。

浸水予測の高度化による
避難指示の早期化は

問 河川氾濫時の避難指示の早期化をめざすため、AIを活用した水位予測システムの導入などの検討は。

答 避難が必要なすべての市民が安全な避難をするため

には、できる限りリードタイムを長くとることが重要であり、河川氾濫が予想される場合には、少しでも早い避難情報が発令が求められると認識している。

水位予測システムについては、河川氾濫予測の精度を上げるため兵庫県で令和2年度に導入され、県内の自治体の水防活動支援として活用されている。本市においては、まづ兵庫県のシステムの活用状況を調査研究していく。なお、早期の避難情報の発令に活用するため、降雨観測地点や河川監視カメラの増設などについても、現在検討を行っている。

職員採用試験
筆記試験廃止の考えは

問 職員の採用において筆記試験を廃止し面接試験のみにする考えはあるか。

答 職員の採用に当たって

は、限られた機会の中で多面的に人材を評価する必要がある。筆記試験は、文章の理解力、論理的推理力、数的処理能力など、職務を遂行するための基礎的な能力を客観的に評価する上で、有効なツールであると考えている。このことから、ダイバーシティを推進する上でも、筆記試験と面接試験を組み合わせ、総合的に評価を行うことが最適であると考えている。

デジタル商品券
ポイント活用は今後は

問 ふるさと納税の返礼品として、デジタル商品券のポイント付与を検討してはどうか。また、参加店舗に支払われたポイントを店舗がそのまま公共金の払い込みに使えるようにできないか。

答 ふるさと納税の返礼品として付与されたポイントは、市内の

提供される飲食や宿泊等のサービスにのみ交換が可能である。ふるさと納税の返礼品としてポイントを付与することは、市外在住者であっても、市内に在勤するなど来訪する機会が多い人には一定のメリットがあり、市税収入の増加や地域経済の循環に資するものと考えている。まずは、今回のデジタル商品券の運用を円滑に行い、市民や事業者の利用を増やすことにより、さまざまな用途に活用できる基盤を構築していきたい。事業者のポイントを利用した市税等の支払いの可能性についても今後、調査研究していく。



音楽あふれるまちづくり
規制緩和やサポートは

問 公園や駅周辺でコンサートが行えるような規制緩和やサポート、南部地域で自由に演奏できる街角スポットの設置などについて市の見解は。

答 身近な場所で気軽に音楽に親しめるという観点から、公園や街角スペースの活用は有効な方策であると考えている。常設的な場として運営することは課題も多いことから、現状では、主に時間的な活用に取り組んでいる。令和3年度には、南部地域の魅力向上の社会実験として、道路等の歩行空間での演奏を試行する。

また、助成金交付団体がイベントで公園等を活用する場合には、職員が手続きや情報提供などの支援も行っている。今後もしこうした場所での展開も視野に入れながら、取

組内容を検討していく。

音楽を通じた多文化交流
市の見解は

問 音楽を通じた多文化交流を進めるに当たって、国際交流協会などの団体や事業者とどう連携していくのか。また、音楽を通じた多文化交流のまちづくりへの見解は。



「2020世界のしょうない音楽祭」の様子(市のホームページでご覧いただけます)

答 事業を企画し実施していくそれぞれの段階で、よ

なか国際交流協会など多文化交流に関わる団体や事業者と連携していくことが有効であると考えている。そのためには、日ごろからの情報交換や、後援・助成等を通じた関係づくりなどにより、ネットワークを広げていくことが必要である。音楽を通じて多文化が交流できるまちをめざすことは、本市がこれまで取り組んできた、音楽あふれるまちづくりの根本となる考え方である。

公立学校内に自動販売機
設置の検討は

問 第九中学校での学校内自動販売機設置の取組みを好事例として、他校でも進めていく準備はあるのか。

答 校内で飲料を購入するために生徒が日常的に現金を持参する土壌の有無や、周辺



第九中学校に設置されている自動販売機

臨時休業時の
特例の授業とは

問 臨時休業時のオンライン授業で、一定の条件を満たした場合の特例の授業とはどのようなものか。

答 特例の授業とは、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対してオンラインを活用するなど、教師による一定の要件を満たした学習指導が行われた場合に、指導に関する記録を別に作成するなどにより、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととし、通常授業の時数相当とすることができるものである。

児童生徒の競い合い
教育長の見解は

問 児童生徒に頑張る意欲や負けない気持ちを持つってもらうためには、もう少し競い

合うことも必要と考えるが、教育長の見解は。

答 学校生活のさまざまな場面において、友人の存在に刺激を受け互いに切磋琢磨することや、負けたくないという思いでより高い目標を持ち努力することは、ある意味で競争の一つであり、高い教育効果があるものと考えている。学校教育における協働的な学びの大きな狙いも、そういったところにあると認識している。

しかしながら、例えば学校が児童生徒の個別の成績、点数や順位を公表して競わせるような手法は、教育効果よりも弊害の方が大きく、公立の義務教育においては採用すべきでないと考えている。本市の小中学校においては、他者との関わりの中で自分を見つめ、一人ひとりの頑張りや成長につながる指導をさらに充実させていく。

小学生の
習熟度別指導は

問 少人数数学級を進めた場合、習熟度別指導が進むと考えて良いか。

答 少人数数学級を進め、1学級当たりの子ども的人数が少なくなれば、よりきめ細やかな指導を行うことが出来る。それに合わせてさらなる学級分割により習熟度別授業を行うには、学級数増加分以上の教員の確保が必要となる。教育委員会では、小学校高学年教科担任制についても、よりきめ細やかに各教科の指導ができるものと考えている。

学校関連費用
教育予算で確保を

問 学校施設や備品の整備、清掃などの費用は、しっかりと教育予算を確保して対

応すべきで、カーテンのクリーニングなど定期的に維持・更新が必要なものについて、PTAに依存することは避けるべきと考えるが、どうか。

答 学校運営に必要な物品の購入や学校施設管理に要する経費は公費で負担すべきだと認識しており、各学校に周知してきた。今後も各学校の実情把握に努めることともに、学校配当予算の拡充など教育予算の確保に努めていく。カーテンのクリーニングなどの学校施設管理に要する経費については、PTAへ負担転嫁がなされることがないよう、学校に対して具体的な事例も示しながら周知徹底していく。



部活動を目的とした
区域外就学は可能なのか

問 ある中学校で、部活動の目的で区域外就学をした事例があると聞いたが、本市ではそれを認めているのか。

答 本市では、身体的理由、地理的理由など要綱に定められた特別な事由がある場合に限り、保護者の申立てにより就学校を変更することが出来るが、部活動を理由とした申立ては認めていない。

区域外就学を認められる例としては、小学校卒業後に他市から本市に転入し、中学校に入学後、2年生になってから転居した場合、本市の要綱に基づき、卒業まで就学を認められるものがある。この場合、部活動目的を隠して当該制度の申請が保護者から行われるとすれば、それは不適切だと考える。

学校のトイレ改修と
財源の検討は

問 学校施設のトイレ改修とその財源について、どのように検討しているのか。

答 令和3年3月に策定した豊中市学校施設長寿命化計画では、必要な和式トイレを除き10年以内のトイレ洋式化100%を目標として掲げている。複数階にまたがる縦方向のトイレ改修とあわせて、より簡易な手法によるトイレ改修も視野に入れて進めていく。

体育館は避難所となることも考慮して多目的トイレの整



改修が進む学校のトイレ

備の可能性を検討する。財源については、国の交付金や有利となる起債の活用を前提に、改修の手法とあわせて現在検討を進めている。

保育施設入所手続き 保護者への対応は

問 保育施設入所手続きの申込締切日を早めることにより、不利益を生じる保護者への対応をどうするのか。

答 締切日を早めることで、その期間に出生した保護者や他市からの転入者が一次選考に申し込みできず、二次選考の申し込みとなる保護者が増えることは想定される。一方で、一次選考結果の通知もこれまでの2月中旬から1月末に早まり、多くの保護者が育休復帰で職場との調整などで生じる精神的な不安の軽減になることや、保育施設事業者が職員採用や受入れ準備を早期に着手できるものと考

えている。4月入所選考の取扱いについて、保護者に理解してもらえよう引き続き丁寧な情報提供や説明に努めていく。



放課後こどもクラブ 密を避けるための改善は

問 放課後こどもクラブは、過密な状態になっているが、教室確保が可能な学校から順次1教室40人に改善すべきではないか。

答 令和3年度完成予定の新田小学校放課後こどもクラブのプレハブにおいては、1教室40人を実現できる見込みである。また令和4年度には、(仮称)庄内さくら学園においても同様に実現できる計画で進めている。その他のクラ

ブにおいても、特別教室の活用など学校と調整を図りながら、密にならないよう運営していく。

少年文化館と青年の家 いぶきの統合効果は

問 不登校児童生徒を支援している少年文化館が、若者支援を行っている青年の家いぶきに移転統合される。どのような効果を期待しているか。

答 少年文化館はさまざまな理由で不登校になっている児童生徒に対し、学校との連携をより一層深め、きめ細や



青年の家いぶき(休館中。令和4年度から少年文化館と統合してオープン予定)

かな支援を行い、在籍校における部分登校支援や家庭訪問に取り組んでいく。両館の統合を機に、不登校児童生徒が青年の家いぶきを利用することで、中学校卒業後も直面する生きづらさや困難に対し、相談する場があることを知り、切れ目のない支援の活用が可能となる。

また、中学校卒業前から支援を必要とする生徒を若者支援総合相談窓口にもスムーズにつなぐことができ、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて、教育委員会・市関連部局、関連支援機関等が連携し、地域全体で子ども・若者を支える仕組みづくりを構築していきたい。

要保護児童の転出転入 他市との連携は

問 要保護児童の転出入時における他市との連携・引継ぎはどのように行われているのか。

また、本市児童相談所設置の検討状況は。

答 要保護児童の市町村間の引継ぎは、事例の指導経過や援助方針を書面及び口頭で行うことが国のガイドラインに定められている。ケース移管に際しては、状況に応じて転出先の職員と同行訪問を行うなど、支援や見守りが途切れないように実施している。児童相談所間での移管ケースであっても、当該ケースの情報共有を市町村間でも行い、見守りを継続している。転出の届け出なく転居したケースについては、調査しても所在不明な場合は、児童相談所に依頼し不明情報を発信するとともに、必要に応じて親族や本市が児童相談所と協力して警察に対象児童の保護願いの手続きを行うなど、所在の発見に努めている。

本市における児童相談所設置に向けては、さらに検討を進めている段階である。

市指定ごみ袋の仕様変更は

問 市指定ごみ袋の仕様を高齢者も使用しやすい取っ手付きに変更できないか。

答 市指定ごみ袋を取っ手付きのものに仕様変更することについては、コストがかかるものの、市民にとっては排出がしやすくなくなるとともに、しっかりと結べることで収集業務の安全対策にもつながることから、導入方法について検討を進めたい。

公用車の電動車導入やカーシェアリングは

問 環境に配慮した電動車について公用車への導入の検討は。またカーシェアリングへの普及の取組みはできないか。

答 現在、公用車については電動化への転換を進めるた

めのプラン策定に取り組んでおり、導入を進めていきたい。

電気自動車のカーシェアリングについては、国が令和4年度新たに公用車を市民に貸し出す取組みを推進するため、財政支援していくことや、官民連携による取組事例もあることから、普及に向けて市有施設での充電器設置場所の提供など、先行事例を調査研究していきたい。

公用車の見直しで経費削減を

問 本市の公用車の役割を明確にし、例えば電動三輪など、代替可能なものは置き換えて経費を削減することにつ



電動三輪（3人乗り）

いて市の見解は。

答 現在本市の公用車は、荷物の運搬やパトロール、市有施設間の移動など使用用途にあわせ必要な車種や台数を運用している。令和3年10月に策定予定の「公用車のPH・EV・EV・FC・EV車等の導入アクションプラン」に基づき、使用用途はもとより環境性能及び補助金活用などの費用面を考慮し、今までの車種に限定することなく幅広く公用車を選定していく。

小型家電と充電式電池の回収は

問 発火原因となる小型家電と充電式電池を別途分別、回収することについて見解は。

答 パソコンを含む小型家電については、現在、事業者と協定を締結し、自宅から直接、宅配便により回収する方法を検討している。この方法

は、近隣市でも実施されており、不燃ごみとして回収される充電式電池内臓の小型家電の減量にもつながっている。

本市においても令和3年2月から実施している充電式電池の別途回収や拠点回収の増設とあわせて実施していく。



千里中央地区を先進的バリアフリー地区に

問 高齢者、障害者、外国人、LGBTなどすべての人が、安心して立ち寄り、利用でき、そこで暮らせる環境を整備した「先進的バリアフリー都市」をめざし、本市ならではの先進的バリアフリー地区として、千里中央地区を整備することについての見解は。

答 民間事業者の計画とあわせて、歩行者の主動線となる2階の回遊性の向上や利便性の高いエレベーターの整備、より分かりやすいサインの設置などについて検討する予定である。検討に当たっては、令和3年度策定予定のバリアフリーマスタープランの内容を踏まえ、高齢者、障害のある人、外国人、子育て世代などあらゆる立場の当事者意見をできる限り反映できるように協議調整していきたい。

学校内での新型コロナウイルス感染状況は

問 学校内の感染状況と不安や懸念の声に対する見解は。また、家庭内感染の状況は。

答 学校生活における感染は、クラブ活動以外の場面でも発生していたと考えられる。2学期に入り、感染はかなり抑え込まれていると評価

している。感染リスクをゼロにすることは難しいが、できる限りの感染対策を行い、学びの保障をしていく必要がある。

大阪府のまとめでは、10歳未満の就学児の感染経路で一番多いのは、家庭内感染で44%、次いで感染経路不明が36%である。報道によると子どもから親へより、親から子どもへの感染が多いということである。

ワクチン接種圧力が生じないように

問 希望者に対して速やかにワクチン接種を進めることだけではなく、接種しないという判断も尊重し、接種圧力が生じないように注意を払うべきではないか。

答 不要不急の外出を控える、3密を避ける等の総合的感染対策とともに、ワクチン接種は重症化を防ぐために

も重要な効果があると考えている。引き続き、接種を希望する人が速やかに接種できる環境づくりを進めていく。

一方で、ワクチンは任意接種であり打たないという意思は尊重されなければならない。接種強要はあってはならない。本人の意思で接種してもらえよう、正しい情報発信に努める。

新型コロナ
今後の対策と保健所体制は

問 新型コロナの今後の対策と保健所の体制について、どのように対応していくか。

答 今後は、ワクチン接種促進と感染対策を引き続き徹底することに加え、治療薬の進歩に伴い、身近な医療機関で治療が受けられるような体制を構築していくことが必要である。

新型コロナ対応は保健所全職員で当たっており、感染拡

大期において、保健所職員のみ対応では困難な場合には、他部局職員の応援を要請するなど、オール豊中で対応している。感染状況により必要な人員が増減することから、柔軟な体制で対応していく。

保護者が新型コロナ陽性
子どもの一時保護は

問 子どもがいる家庭で、保護者が新型コロナの陽性となった際、子どもの一時保護は行っているのか。

答 本市保健所では新型コロナ対応において、実際に一時保護施設を利用したことはない。保護者が陽性となり、幼い子どもが濃厚接触者となった場合の多くは、育児のため自宅療養を選択している。重症化して入院をしなければならぬときは、祖父母や親戚に子どもを預けた人もいた。

また、例えば父親・母親のどちらかが陽性で、複数人の子どものうち1人が陽性であれば、陽性者同士で宿泊療養に行くなど、ケースバイケースで対応している。保健所では、患者の症状に加えて家族の状況についても丁寧に聞き、どのような療養方針が良いのかを一緒に考えている。



フリーランス支援
独自の指標の作成は

問 フリーランス支援について独自の指標を作り、施策

の充実化につなげていくことが重要と思うが、市の見解は。

答 フリーランス同士やフリーランス希望者と事業者との出会いの場を提供するに当たり、事業者に対してはフリーランス活用に向けたセミナーの実施や外部委託できるような業務の切り出しを行い、契約締結の知識習得などの支援が必要になる。

フリーランス希望者に対しても、多様な技術や知識を有した人を集め、その専門性を事業者へどのように売り込めば良いのかをサポートするなど、新たな就業形態へ挑戦するための支援が必要である。そのため、事業参加者数や実際に業務委託を行った事業者数、フリーランスの人数などを指標とする予定である。

移動販売車への
市有地活用は

問 日常の買い物に困難を



地域住民が利用する移動販売車

抱えている買い物難民がいる地域で、市営住宅の敷地や公園などで移動販売車が活動できると支援できないか。

答 生活支援コーディネーターは地域資源を有効に結びつける役割があり、その働きにより、福祉施設の駐車場を借りて、移動販売車の運行が可能となった事例がある。駐車場の確保など具体的な課題解決については、生活支援コーディネーター、地域住民、事業者が共に取り組み、より良い方策を調整・企画していくものと考えているが、市有

地の活用については、今後検討していく。

ダブルケア問題への取組みと見解は

問 介護・育児を抱えるダブルケア問題について、現在の取組内容と見解は。

答 一世帯で多数の課題を抱える世帯への支援体制の構築を令和2年度から進めており、令和3年度には多機関協働推進会議を設置し、運用を開始している。同会議の構成員は、高齢者分野や子ども分野だけでなく、障害者、地域福祉、生活困窮、健康、住宅、人権などさまざまな分野の職員であり、社会福祉法に基づき困難事例等について情報を共有し、幅広い視野による支援をめざしている。また、構成部局に属する職員は、それぞれの窓口で相談者の困りごとを担当分野に限らずワンストップで受け止め、関係課と

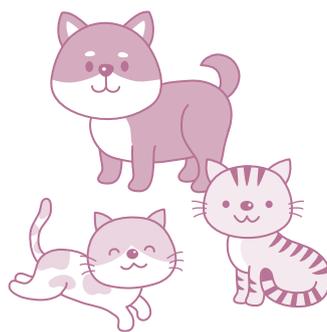
共有、連携して支援を行っている。

DV対策や被害者の気づきへの取組みは

問 顕在化しにくいDV対策や、自分がDVの被害者だと気づいてもらうための取組みは。

答 DVの種類には身体的暴力以外に、精神的・経済的・社会的・性的暴力、さらに、児童虐待に当たる「子どもを利用した暴力」がある。身体的暴力以外のDVの周知については、公共施設や病院にリーフレットを配置することも、毎年11月の女性に対する暴力をなくす運動期間にともなう男女共同参画推進センターすてつかなどで、パネルや参加型の展示を行っており、関連図書・関連動画とともに、DVの形態について周知している。また、市内中学校での出前講座では暴力の種類につ

いて説明し、加えて本市で作成した男女平等教育啓発教材「To You」を用いて、どんな行為がDVに当たるか、生徒に問いかけ考えてもらうなど、若年層に対して啓発に努めている。



高齢者が飼うペットの課題解決は

問 高齢者が飼うペットの課題解決のためのボランティアとの協議の場や、一時飼養場所の提供の検討は。

答 飼い主にはペットを最後まで飼う責任があるため、飼えなくなった場合のことをあらかじめ自身で考えておく

必要がある。高齢者のペット飼養に関する課題解決のためには、まずこのことを広く飼い主に周知することが大切である。

具体的な事例に関しては、ペットの相談窓口である保健所と、高齢者の相談窓口を所管している福祉部局が連携して対応する必要がある。今後、定期的な情報共有の場を設けるなど、その方法について検討を重ねていく。

また、本市では、中核市移行時から動物の飼養保管を府に委託しているため、一時的に動物を飼養する場所の提供は困難と考えている。

掲載している質問をはじめ、各議員の一般質問はこちらからご覧いただけます。(9月定例会録画配信)





市議会で選ばれる議員

市議会議員は住民の選挙により選ばれますが、豊中市伊丹市クリーンランド議会(以下、クリーンランド議会)や、大阪府後期高齢者医療広域連合など、本市に関わりのある外部機関の議員は、市議会にて選んでいます。

このうち、最も人数が多いのがクリーンランド議会で、豊中市議会から7人、伊丹市議会から6人の議員が選出され、豊中市と伊丹市から排出されるごみの適切な処理等にかかる条例の制定や改廃、予算や決算について審議しています。

クリーンランドでは処理費用の一部は両市からの負担金で賄われております。また、ごみの資源化等の循環型社会に向けても取り組んでいま

す。クリーンランド議会について、詳しくはホームページをご覧ください。

豊中市伊丹市クリーンランドのキャラクター「ごみぶくろう」



※議会選出の各種委員などの一覧は、こちらの二次元コードからご覧ください。



※豊中市伊丹市クリーンランド議会については、こちらの二次元コードからご覧ください。



政務活動費収支報告書等をご覧ください

本市議会では、政務活動費に関する収支報告書や会計帳簿を市議会のホームページ「市議会からのお知らせ」に掲載しています(毎年9月更新)。

令和2年度実績分から、ホームページでの領収書(支払伝票)の公開もスタートしました。また市政情報コーナー(市役所第二庁舎4階)でも閲覧いただけます。

※政務活動費は、条例に基づき、議員の調査研究その他活動に資するため、必要な経費の一部として会派に交付されています(議員一人当たり月額7万円)。

※ホームページ掲載の政務活動費収支報告書等は、こちらの二次元コードからご覧ください。



市議会からのお知らせ

●インターネット中継をご利用ください

市議会のホームページでは、本会議、常任委員会及び議会運営委員会の模様をパソコン及びスマートフォン向けに生中継で配信しています。また、録画中継は約1週間後から閲覧いただけます。



●詳しくは会議録をご覧ください

市議会では、本会議と委員会の会議録を作成しています(約3か月かかります)。市政情報コーナー(第二庁舎4階)、図書館などで閲覧できます。また、市議会のホームページの「会議録検索」でも公開しています。



●12月定例会(予定)

本会議での個人質問については、希望者に手話通訳と要約筆記(ノートテイク)を行います(要申込み)。委員会の日程など詳しいことについては、市議会事務局(TEL6858-2633)へお問い合わせください。

11月29日(月)	午後1時	本会議(初日)
12月20日(月)	午前10時	本会議(個人質問)
12月21日(火)	午前10時	本会議(個人質問)
12月22日(水)	午前11時	本会議(個人質問・最終日)

※日程は変更になる場合があります。

